

令和 6 年度 保険者機能強化推進交付金及び 介護保険保険者努力支援交付金について

平成 29 年地域包括ケア強化法により、地域包括ケアシステムを推進・深化するとともに、保険者機能の強化に向け、平成 30 年より「保険者機能強化推進交付金」が創設され、評価項目の達成状況に応じた交付金が交付されている。令和 2 年度には、さらに介護予防・重度化防止の取組みを推進するため、介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が創設された。

1. 概要

○交付金配分方法（令和 6 年度から配分基準の見直しが行われた。）

（１）「基本配分枠」について（従来どおり）

- ・評価指標の達成状況（評価指標の得点結果）に応じて配分
- ・市町村の「評価指標ごとの評価点数×第 1 号被保険者数」により算出した点数を基準として、「各市町村の評価点数×各市町村の第 1 号被保険者数」の規模別配分額の合計に占める割合に応じて予算の範囲内で交付される。

（２）「追加配分枠」について（令和 6 年度創設）

- ・成果を出している自治体に対する交付額のメリハリ付けを強化するために創設

①「アウトカム配分枠」による配分

- ・アウトカム指標（成果・効果）に係る得点が平均点を超える自治体（約 840 市町村）を対象に、計算式に基づいて算定された金額が配分される。

②「保険者機能強化推進枠」による配分

- ・下記の（ア）～（ウ）の要件に該当する自治体数で除して得た額を均等に追加の配分がされる。（※最大 3 要件に該当する場合は、基本配分枠に加え、約 110 万円×3＝約 330 万円程度が追加配分される計算）

（ア）前年度に続き上位 1 割に該当する得点を獲得した自治体（80 自治体）

（イ）過疎地域に該当する自治体のうち、上位 3 割に該当する得点を獲得した自治体（約 270 自治体）

（ウ）前年度から 5 割順位が改善した自治体（約 230 自治体）

③激変緩和措置

- ・令和 6 年度の評価指標の見直しにより、交付金額の減少が過度に及ばないよう、減少幅が大きい自治体に対して一定額補填される。

2. 評価結果（別紙のとおり）

3. 今後の方向性

評価指標は年度ごとに見直しが図られているが、それぞれの項目で改善が可能な項目については地域ニーズ等を踏まえながら検討・実施し、次年度に繋げていく。

また、取組の推進・検討にあたり、関係機関等と取組の方向性や市の現状の共有を図っていく。